

**令和8年度都島区広報誌企画編集業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和8年度都島区広報誌企画編集業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

広報事業の目的は、行政情報や身近な地域情報を、区民の視点に立ち、伝わりやすく発信することで、区民との信頼関係を構築するとともに、行政や地域に対する区民の関心と理解を高め、事業への参加や制度の活用につなげることである。

目的を達成するためには、広報誌の誌面において伝わりやすい情報発信を行うための技術力や芸術性、創造性が求められるため、誌面作成に関する専門的知識や幅広い経験を持った民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

広報誌（2026年5月号～2027年4月号分）の企画編集業務

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金4,736,600円（消費税含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 本市側から提供する資料、貸与品等

誌面作成のための記事原稿、写真データ等を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じことがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約書案

別紙「契約書（案）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当するときは免除

保証人 否

(5) 再委託について

別紙「仕様書」のとおり

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）の種目「04：映画等制作・広告・催事、印刷-04：印刷・デザイン-01：デザイン企画印刷」又は「04：映画等制作・広告・催事、印刷-04：印刷・デザイン-03：デザイン」で登録されていること
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 過去5年間に同種業務（行政機関や企業等において月1回以上発行する、6か月以上の継続的広報誌の編集業務）の契約実績、または同等の実績を有すること。

5 スケジュール（予定）

年	月日	曜日	内容
令和7年	12月15日	月曜日	公募開始 質問受付開始
	12月19日	金曜日	質問受付締切
	12月25日	木曜日	質問回答公表
令和8年	1月13日	火曜日	公募型プロポーザル参加申請書類提出期限
	1月16日	金曜日	参加決定通知交付
	1月30日	金曜日	企画提案書類受付締切
	2月16日	月曜日	選定委員会（プレゼンテーション審査）
	2月下旬		選定結果の通知
	4月1日	水曜日	契約締結、業務開始
令和9年	3月31日	水曜日	業務終了

6 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、本市ホームページよりダウンロードすること。

(1) 質問の受付

ア 提出期限

令和7年12月19日（金）17時30分まで

イ 提出方法

令和8年度都島区広報誌企画編集業務委託に関する質問票（様式1）に記載のうえ、tb0010@city.osaka.lg.jpまで電子メールで提出すること。なお、件名のはじめに「広報誌企画編集 質問票」と記載すること。また、メールを送出した後、メールが発注者に到達しているか電話で確認すること。

ウ 質問回答

令和7年12月25日（木）に、本市ホームページで公開する。なお、質問がない場合は掲載しない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けない。

（2） 参加申請書類の受付

ア 受付期間

公募開始から令和8年1月13日（火）17時30分まで

イ 提出書類

- ① 令和8年度都島区広報誌企画編集業務委託にかかる公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式2）
- ② 過去5年の同種業務実績調書（様式3）とそれに伴う契約書の写しまたは参加業者が5年以内に作成したと分かる成果物
- ③ 法人又は団体の概要（様式4）

ウ 提出方法

送付または持参により、各1部を「10 担当」に提出すること。

エ 参加資格決定通知

令和8年1月16日（金）に「公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式2）」に記載の担当者メールアドレスあて、電子メールにより送付する。プレゼンテーション審査の開催日時・場所等詳細についても同時に通知する。

（3） 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年1月30日（金）17時30分まで

イ 提出書類

企画提案書（様式5）

企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

- ①提案作品のコンセプト（様式自由）

別紙仕様書の編集方針を踏まえ、広報誌の企画・編集コンセプトを提案作品と合わせて提案すること。合わせて、毎月1日に都島区公式X及び大阪市公式LINEセグメント配信で発信している「広報誌発行のお知らせ」の効果的な情報発信についても提案すること。

- ②提案作品（A4版5ページ相当）

「企画提案作品について（別紙1）」に基づき、広報誌のデザイン案（表紙、特集ページ見開き2ページ、企画ページ1ページ、区政情報面1ページの計5ページ）を作成すること。誌面企画については、別紙仕様書を参照すること。なお、写真及び区マスコット

キャラクターのデータ等は、参加決定通知時にメール等で送付する。記事・写真等については企画目的に合わせて加工できるものとする。

また、デザイン案は、契約後実際に誌面を作成する予定の者が作成すること。

③類似業務の実績等（様式自由）

過去5年程度の類似業務実績（業務名称、発注者、契約期間、業務概要）を記載すること。

特に、本業務との関わりやアピールしたい点について記載すること。

実績の参考として過去の作品を提出する場合は、副本4部については事業者名等にマスキング処理すること。

④業務実施体制（様式6）

人員配置の構成・役職・人数等を記載すること。

⑤経費見積（様式自由）

消費税及び地方消費税を含む総額及びページ単価を記載すること。

ウ 提出部数

正本1部、副本4部、および提出書類（副本）の電子データ

※ 提出書類（ファイル含む）への事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないようにするとともに、他（参考資料等）に事業者名・事業者名を推察できるような情報等の表示があれば、黒塗りするなどして、事業者が推定できないようすること。

※ 電子データは、PDF形式での提出とし、副本と同様、応募事業者名の削除、応募事業者名が推察できる情報等の表示の黒塗りなどの処理を行うこと。

エ 提出方法

持参、または送付（正本、副本）、電子メール（電子データ）を「10 担当」に提出すること。

※ 電子メール送付の際は、件名を「【企画提案書：広報誌企画編集】（応募事業者名）」とし、送付後に電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが10MBを超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

（4）企画提案書類の取扱い等

ア 企画提案書類の作成・提出に要する費用は、参加業者の負担とする。

イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。

ウ 提出されたすべての企画提案書類は返却しない。

エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用途以外に参加業者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、提出後の撤回、取消し、変更、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
企画	紙媒体をあまり読まない年齢層（30代以下など）へ情報を届ける工夫がなされているか。	10点
	特に特集ページにおいて、企画書の内容をよく理解し、目的に沿い、かつターゲットに訴求する内容となっているか。	10点
	記事の内容をよく理解し、掲載する情報に優先順位をつけたうえで、強調する情報やどの記事にイラスト・画像を挿入するかなどを的確に編集できているか。	10点
デザイン・レイアウト	記事の内容に合った的確なデザインとなっているか。文字や写真、イラスト、図表などが情報に合わせて適切に表現されているか。	15点
	ユニバーサルデザインに配慮し、記事の内容にあつた色使いができるか。	10点
	年齢を問わず、誰もが読みやすいデザイン・レイアウトとなっているか。	10点
	表紙は一目で都島区の発行物とわかり、かつ手に取ってみたくなるデザインとなっているか。	5点
実施体制	業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか	15点
類似業務実績	類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか	10点
所要経費、積算	費用は契約上限額内で見積もられており、合理的かつ適切な積算であるか	5点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する「令和8年度都島区広報誌企画編集業務委託事業者選定委員会」が行う。
- イ 選定委員は選定基準に基づき、企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- ウ 選定会議（プレゼンテーション審査）は、令和8年2月16日（月）に行う。詳細については、別途通知する。
- エ 選定委員が採点した点数を集計し、各委員の平均点が60点以上でかつ一番高い事業者を受託予定事業者とする。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い参加業者が複数いる場合は、「デザイン・レイアウト」項目の点数が高い方とし、これにより決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
- カ 受託予定事業者と契約が締結できない事由が生じた場合は、次点の参加事業者に繰り上がるものとする。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。
 - イ 他の参加業者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加業者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加業者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 広報担当が運用するSNSの基本情報

(1) 都島区公式X

ア アカウント @sakura_miyakko

イ フォロワー数 約3,870人（令和7年11月末現在）

ウ 投稿内容 イベント情報、災害情報、事業の開催報告、啓発など幅広い行政情報
詳しい内容は当アカウントを参照すること

(2) 大阪市公式LINE（セグメント配信）

ア アカウント @osakacity

イ 都島区の情報を受け取っている友だちの人数 約2,790人（令和7年11月末現在）

ウ 投稿内容 イベント情報や災害情報など、特に市民に必要と思われる情報

9 その他

本案件に関する予算は、現在、令和8年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は契約を締結しない。

なお、予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受託予定事業者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

10 担当

都島区役所総務課（政策企画）1階10番窓口

〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20

TEL:06-6882-9989 FAX:06-6882-9787

E-mail:tb0010@city.osaka.lg.jp